

五所川原市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した定期監査及び財政援助団体等監査に関する監査結果について、同条第9項に基づき別添のとおり公表する。

令和7年2月3日

五所川原市監査委員	小田桐 宏 之
五所川原市監査委員	一 戸 久 男

監査報告

第1 準拠基準

五所川原市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査（財務監査）

第3 監査の対象

○総務部

総務課、防災管理課、デジタル行政推進課、秘書課、人事課、管財課
金木総合支所、市浦総合支所

○財政部

財政課、ふるさと未来戦略課、税務課、収納課

○会計課 ○議会事務局 ○農業委員会事務局

第4 監査の着眼点

- （1）収入・支出に係る事務処理、書類の保管が適正に行われているか
- （2）契約事務の執行が適正に行われているか
- （3）公金の管理が適正に行われているか
- （4）関係事務が法令・条例等に基づき適正かつ効率的に行われているか

第5 監査の実施内容

令和5年度において執行された財務に関する事務と、令和6年度のその一部について実施した。監査にあたっては、実施通知により関係書類及び諸帳簿等の提出を求め、内容を調査照合するとともに、不明な点については担当職員から説明を聴取して行った。

第6 監査の期間

令和6年10月28日から令和7年1月20日まで

第7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、概ね良好と認めた。
軽微な誤りについては口頭により改善検討を求めた。